

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について

1 再検証の要請について

公立・公的医療機関については、2025年を見据えた役割や病床数の具体的対応方針を策定し、都道府県がとりまとめることとされている。（「地域医療構想の進め方について」平成30年2月7日付け医政発0207 第1号）

令和2年1月、厚生労働省の通知により、特定の医療機関について、策定している具体的対応方針を再検証するよう要請があった（令和2年1月17日付け医政発0117 第1号厚生労働省医政局長通知）。

該当医療機関には、県から具体的対応方針の再検証を要請した。

（1）基本的な考え方

公立・公的医療機関等に求められている役割や疾病との関係性を踏まえ、一定の診療領域を設定し、当該医療機関でなければ担うことができない機能に重点化が図られているかについて国が分析し、対象医療機関を選定した。

この分析結果をもって、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割やそれに必要な病床数や病床の機能の分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではなく、当該分析だけでは判断しえない地域の実情に関する知見を補いながら、議論を尽くすこととされている。

（2）再検証の内容

再検証の対象医療機関は、以下①から③について検討を行い、その結果を反映した具体的対応方針について、地域医療構想推進委員会で合意を得ることとされている。

- ① 2025 年を見据えた自医療機関の役割
- ② 分析対象領域ごとの医療機能の方向性（機能統合や連携など）
- ③ ①、②を踏まえた機能別の病床数の変動

（3）再検証の期限

「経済財政運営と改革の基本方針2019」により、原則2020年3月まで、再編統合を伴う場合は2020年9月までが期限とされていた。

その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、再検証等の期限は、厚生労働省において改めて整理し示されることとなっている。

2 対象医療機関について

（1）選定方法

次のA、Bのいずれかに該当する医療機関が選定されている。

- A 全国の同程度の人口規模の構想区域内に所在する医療機関のなかで、厚生労働省が定めた急性期医療に関する9領域※の診療実績（2017（平成29）年6月分実績）が全て下位33.3%に属する。

- B 同一構想区域内で、急性期医療に関する6領域※について、類似の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ互いの所在地が自動車でも20分程度の距離に近接している。

※9領域：がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期、災害、へき地、研修・派遣（下線がBの6領域）

（2）対象医療機関

本県では下表の12医療機関が選定され、知多半島構想区域では常滑市民病院が該当する。

	構想区域	設置主体	医療機関名	理由
1	名古屋・尾張中部	健康保険組合	中日病院	A
2	名古屋・尾張中部	国立病院機構	東名古屋病院	A
3	名古屋・尾張中部	健康保険組合	ブラザー記念病院	A
4	海部	市町村	津島市民病院	B
5	海部	市町村	あま市民病院	B
6	尾張西部	市町村	一宮市木曾川市民病院	A
7	尾張西部	市町村	稲沢市民病院	B
8	尾張西部	厚生連	厚生連稲沢厚生病院	B
9	尾張北部	都道府県	医療療育総合センター中央病院	B
10	知多半島	市町村	常滑市民病院	B
11	西三河北部	市町村	みよし市民病院	A
12	西三河北部	市町村	碧南市民病院	B

3 再検証要請を踏まえた常滑市民病院の対応方針

- ・ 近接する半田市立半田病院との関係において、半田病院が急性期医療、常滑市民病院が回復期医療を中心とする体制づくりを行い、診療連携を推進する。
- ・ 病床数について、急性期の44床を回復期へ転換した（令和2年度第1回地域医療構想推進委員会で承認。資料2-2、2-3）。
- ・ 半田病院と経営統合について協議を行い、令和3年2月に基本協定書を取り交わした。半田病院が新築移転した後の令和7年4月に新法人を設立する目標としている。